

「家庭ごみカレンダー」有料広告掲載について

1. 掲載する印刷物

「令和8年度 家庭ごみカレンダー」

2. 掲載位置

家庭ごみカレンダー右側（令和7年度 ごみカレンダーと同様の位置を予定）

※掲載枠の位置は指定できません。また、掲載位置は編集の都合により変更する場合があります。

3. 掲載枠数

4 枠程度

4. 申し込み

(1) 提出書類

専用の申込書（「見附市有料広告（家庭ごみカレンダー）掲載申請書」）に、掲載する広告の見本および電子データを添えて、都市環境課・環境企画係に提出してください。

なお、申込書は都市環境課・環境企画係に備え付けてあります。

(2) 申し込みできる広告

一度に申し込める広告は、「家庭ごみカレンダー」の発行年度につき1件です。

(3) 広告の規格及び掲載料金

広告の規格は、縦 6 cm × 横 10 cm の1種類。色は4色（フルカラー）です。

広告の掲載料金は、20,000円です。

(4) 広告の作成に関する注意点

原寸で作成してください。

【自分でデザインを考える場合】

デザインの案をワードやエクセル・画像編集ソフト（JPEG等一般的な画像形式）で作成してください。市で印刷可能な電子データに作成しなおします。なおこの場合、色や字体に若干の修正を加えることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、複雑なデザインには対応できません。専門業者に作成を依頼してください。

【専門業者にデザインしてもらう場合】

印刷会社などに相談してみてください。ただし、制作料は申込者の負担となります。

(5) 掲載できない広告

次に該当する広告は、掲載できません。

- ・市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ・法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ・賃金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する賃金業に関するもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

- ・虚偽又は誇大な表現等と認められ不適切なもの
- ・その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

5. 審査

提出いただいた広告の見本を、「見附市有料広告掲載に関する要綱」に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。

6. 広告掲載料の払い込み

広告の掲載が決定すると、市から「見附市有料広告掲載決定通知書」と広告掲載料の「納入通知書」が、広告主となられる方に郵送されます。

広告掲載料は、納入通知書に定める納期限までに納めてください。

7. カレンダーの発行

提出された広告の内容をそのまま「家庭ごみカレンダー」に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いないようご注意ください。

8. その他の注意事項

- (1) 「見附市有料広告掲載に関する要綱」の規定に反する表示又は表現がある場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。
- (2) 市は、広告の内容や広告掲載に関するすべての事項について、責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
 - ・虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき
 - ・掲載料が指定する期日までに納入されないとき
 - ・広告主が、広告掲載の決定後「見附市有料広告掲載に関する要綱」の規定に反する業種や事業者となったとき
- (4) 家庭ごみカレンダーの編集等の都合により、広告を掲載できなくなる場合があります。この場合は、別途協議させていただきます。